



子ども・子育て支援新制度ガイドブック

《制度概要 & 利用手続き編》



もくじ

I	子ども・子育て支援新制度の概要	1ページ
II	教育標準時間認定（今までの幼稚園）	3ページ
III	保育認定（今までの保育園）	4ページ
IV	施設一覧，施設案内図	10ページ

担当課及び問合せ先

古河市役所子ども部

子育て対策課

【総和庁舎 子育て対策課】

〒306-0291

茨城県 古河市下大野2248

TEL 0280-92-3111

FAX 0280-92-3170

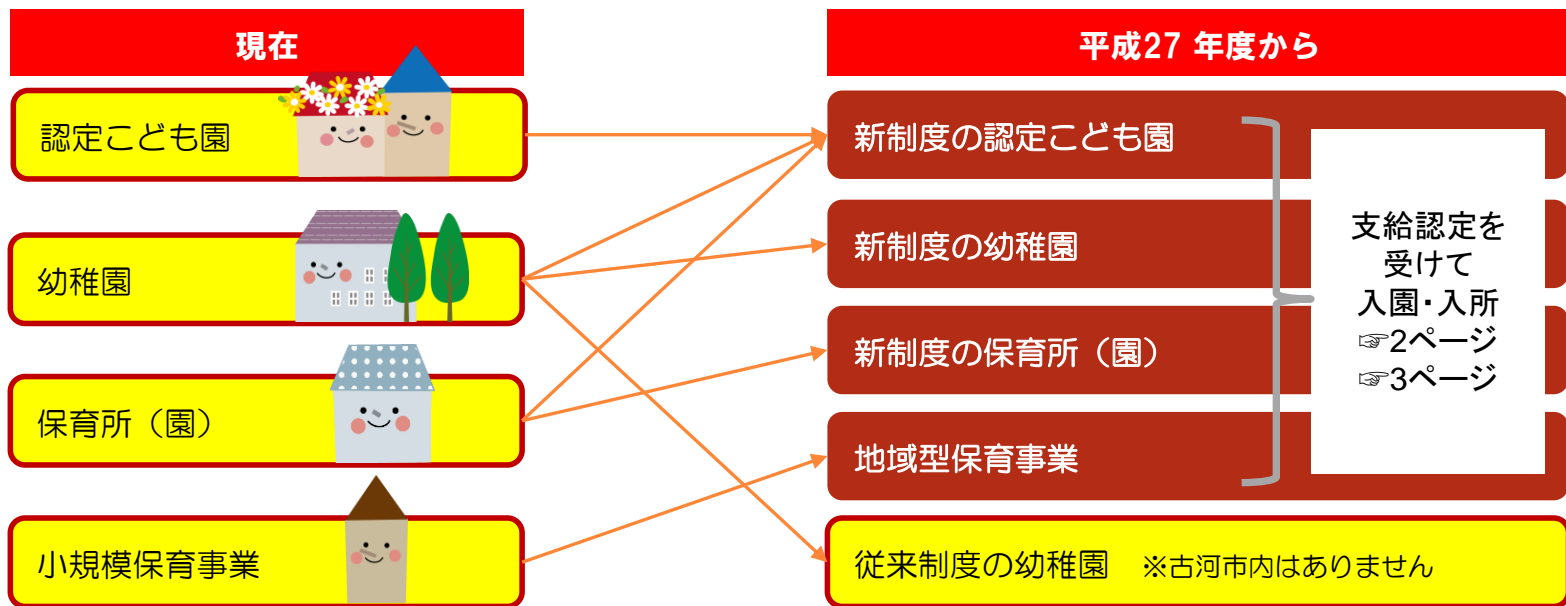
I 子ども・子育て支援新制度の概要



1 幼児期の教育・保育の一体的提供

小学校就学前の施設として、これまで幼稚園と保育所が多く利用されてきましたが、新制度では、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」が古河市でも多く設置されます。

<新制度移行のイメージ>



<認定こども園の種類>

種類	内容
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所の両方の役割を果たす施設
幼稚園型	認可幼稚園に保育所機能を追加した施設
保育所型	認可保育所に幼稚園機能を追加した施設
地方裁量型	認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たす施設

<地域型保育事業の種類>

種類	定員等	事業実施場所
家庭的保育	5人以下	保育者の居宅等
小規模保育	6人以上～19人以下	貸店舗等多様なスペース
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等
居宅訪問型保育	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅

2 支給認定

詳しくは 'II' 及び 'III' をご覧ください

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。

1号認定 (満3歳以上)



幼稚園等での教育を希望される場合

利用先：幼稚園、認定こども園

2号認定 (満3歳以上)



「保育認定の事由」(☞4ページ)に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園

3号認定 (満3歳未満)



「保育認定の事由」(☞4ページ)に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

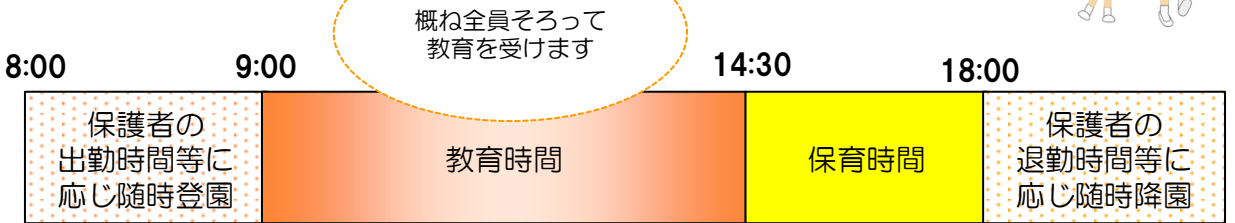
<参考：認定こども園利用のイメージ> (時間外保育事業や一時預かり事業を除くイメージです)



1号認定



2号認定



3号認定



3 お子様の施設選びについて（参考例）

保護者の希望や就労状況

保護者の希望や就労状況

参照ページ

教育を受けさせたい
集団生活を経験させたい

- 幼稚園（3～5歳児）
- 認定こども園（教育部分）（3～5歳児）
就園時間前後や長期休業期間中の
預かり保育を利用して勤務している人もいます。
※保育所等も集団生活の中で生きる力を育てています。

3ページ

父母ともに
フルタイム勤務

- 保育所（園）
- 認定こども園（保育部分）
- 地域型保育（0～2歳児）
（※保育標準時間可か施設一覧で要確認）

4ページ

父母いずれかが
パートタイム勤務

- 保育所（園）
- 認定こども園（保育部分）
- 地域型保育（0～2歳児）

4ページ

少人数で家庭的な
雰囲気の中で育てたい

- 地域型保育（0～2歳児）
3歳児以降は、連携施設の幼稚園等に優先して
入園できます。
（※設定されている場合）

4ページ

II 教育標準時間認定（今までの幼稚園）



1 教育時間

満3歳以上のお子さんで、教育を希望される場合は、教育標準時間認定（1号認定）を受け、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。

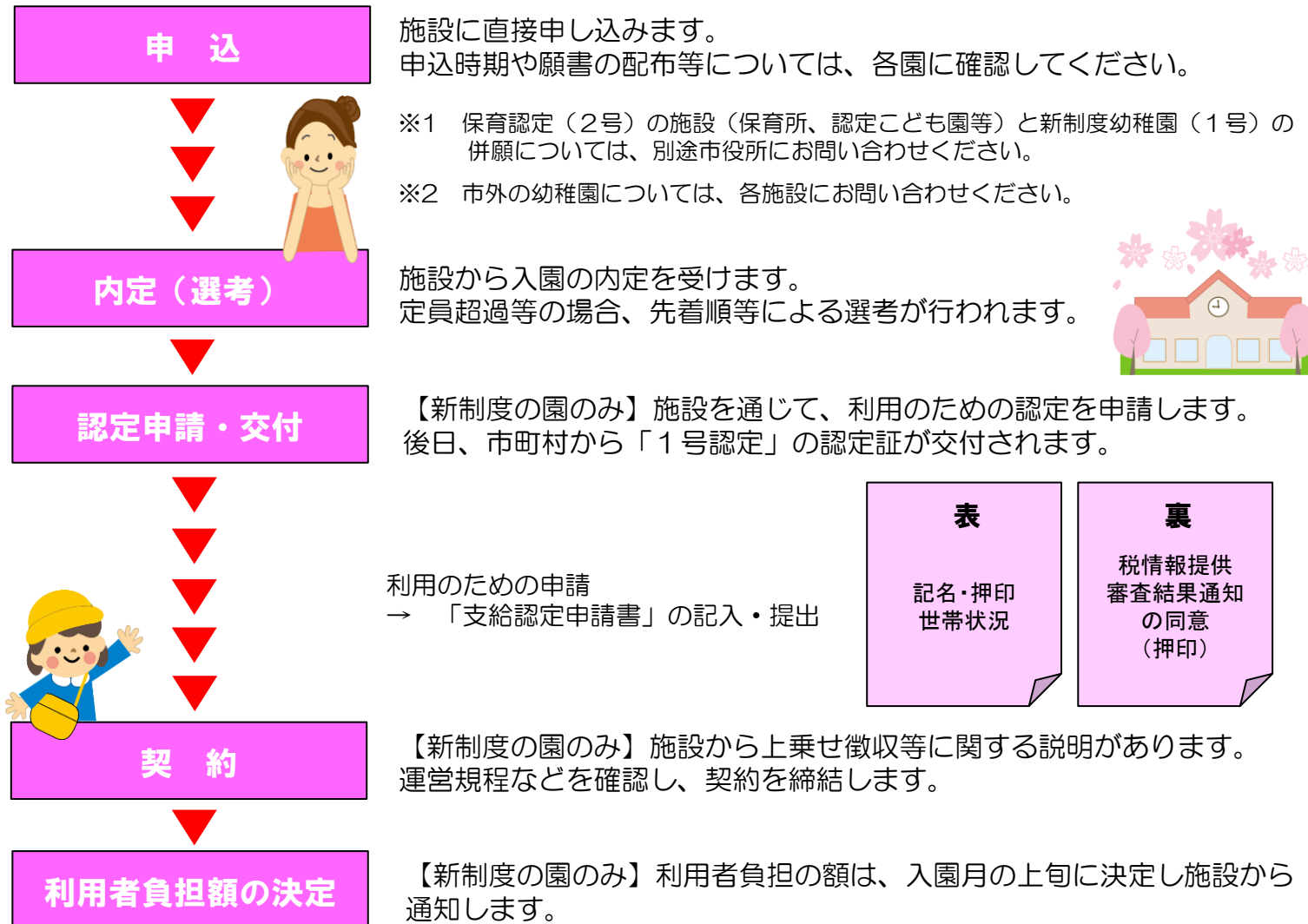
<教育時間の一例> ※施設により異なります

8:00	9:00	14:30	18:00
幼稚園型一時預かり （預かり保育）	教育時間	幼稚園型一時預かり （預かり保育）	

長期休業期間（夏休み等）は原則お休みとなります（幼稚園型一時預かり（預かり保育）を実施している園が多くあります）。



2 入園までの流れ



※3 新制度に移行する幼稚園や公立保育所、私立保育園、認定こども園等の保育料は、住民税に応じて国の基準を参考に、市が保育料を決定することとなります。なお、新制度に移行する幼稚園は就園奨励費がなくなりますが、1号認定は現行の幼稚園就園奨励費分を考慮して決定する予定です。

利用者負担額は、決まり次第情報提供します

III 保育認定（今までの保育園）



1 保育認定（2号・3号）の事由

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

保育が必要な事由		認定区分	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	保育標準時間 または 保育短時間	最長3年間（就学前） …認定は3年間だが、事由継続の場合、就学前まで延長できる。以下同じ。
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合 （就労内定を含む）	保育短時間	3か月（4月1日入所申込の場合5月31日まで） ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。
育 児 休 業 取 得 中 の 利 用 継 続	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	保育短時間	産まれるお子さんが1歳を迎える日の前日まで
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか、 出産後間もない場合	保育標準時間	産前12週・産後12週
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	保育標準時間 または保育短時間	最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病 気 ・ 障 害	病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間 または保育短時間	
病 人 護 等の 看 護	親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	保育標準時間 または保育短時間	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐 待 ・ D V	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
そ の 他	上記に類する状態にある場合	保育標準時間 または保育短時間	



※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。
※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。



2 保育時間

<保育標準時間と保育短時間>

就労等を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間



就労時間 週30時間以上かつ月120時間以上

※月120時間の目安：週5日1日6時間

保育短時間



就労時間 月64時間以上月120時間未満

<保育時間の一例>

保育標準時間



保育短時間



※開所時間・閉所時間や延長保育の料金設定が異なる施設があります。



3 認定から入所までの流れ

認定申請兼
保育施設の申込
(郵送不可)



次
ページ

・ 4月入所・・・27年度育休・産休明け入所予約含む

書類配布：11月6日（木）（土日祝日除く）

※申込は子育て対策課（総和庁舎）
市民サービス室（古河・三和庁舎）で配布

受付期間：11月20日（木）～12月5日（金）（土日祝日除く）
8時30分～正午、午後1時～5時15分

・ 5月以降・・・入所希望月前月の10日まで
（土、日、祝日にあたる場合は翌開庁日）



入所の可否は先着順ではないので、保育所を見学するなど、熟考の上、お申込みください。なお、上記受付期間を過ぎてお申込みされた方は、一次選考の対象とはならないことを、あらかじめご了承ください。

前
ページ

利用のための申請

→ 「支給認定申請書兼保育所入所申込書」の記入・提出

①

記名・押印
世帯状況

②

空き待ちの対策
税情報提供
審査結果通知
の同意(押印)

③

健康・発育状況

④

保育できない
理由
兄弟姉妹の
入所希望



利用調整

保護者の利用希望が施設・事業の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合に、市があらかじめ定めた基準に基づく優先順位にしたがって選考を行います。

保育認定

入所の可・不可にかかわらず、結果を郵送で通知。

4月入所・転園

1月中旬(予定)

5月以降

入所希望月前月の20日頃

入所内定

保留(待機)

※保留(待機)の場合・・・入所可能になった場合にお知らせします。

健康診断

入所前に必ず実施します。詳細は園へお問い合わせください。

入所説明会

入所前に各園で重要事項の説明があります。

重要事項とは

施設、設備、職員状況、保育の提供日、保育時間(食事)、保育内容、苦情相談窓口、非常時対策、保険等を説明し、同意書をいただきます。



利用者負担額の決定

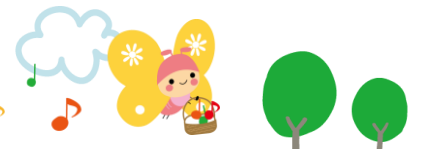
利用者負担(保育料)の額は、入所月の月上旬に決定し、郵送。

市民税で算定

納入先 保育所(園)：市に納付

認定こども園：入所施設に納付

入所



利用者負担額は、決まり次第情報提供します



4 申込にあたって

<申込（認定申請）できる方>

古河市在住で、入所希望日に産後8週（3～6ヶ月の施設もあります）を経過している乳幼児

<出産前のお子さんの4月入所申込受付>

4月1日時点で、入所希望日に産後8週（3～6ヶ月の施設もあります）に達していれば、申し込みすることができます。母子手帳と申込書・保育の必要性を証明する書類等を持参し、4月入所申込受付時に申し込んでください。

<求職活動中の方>

現在無職の方で、これから就労を希望する方も申し込みできます。ただし原則として、入所後3ヶ月（4月1日入所の場合は5月31日）以内に就労し、勤務（内定）証明書または申立書をご提出ください。就労が決定しない場合には退所となります。

<育児休業中の方>

育児休業から同じ職場に復職する場合、申し込みできます。（ただし年度内の復帰のみ）
職場復帰日より、入所可能月が異なります。
申込の際、勤務（内定）証明書の育休等で確認します。



復 帰 日	平成27年4月1日～平成28年3月31日
希 望 日	復帰日より異なります
申 込 時 期	入所希望月前月10日までに申し込み

※入所後、復職証明書をご提出いただき、復職を確認します。

※現在の職を退職し、出産・育児後、新たに職を探す場合や休暇中に労働契約が切れる場合は対象ではありません。

<転園（通っている施設を移ること）>

入所後、転園の申し込みができますが、必ず移れるわけではありません。

申込後に転園の意思がなくなった場合は、ただちに申し込みを取り下げてください。



5 申込に必要なもの

保育所入所申し込みの際には、次ページの書類を持参・提出してください。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合、入所決定は取り消しとし、入所後明らかになった場合は、保育の実施は解除されます。

注意事項

- 【書類不備】の場合は、申込書を受理できません。
- 入所事由を満たす場合でも、保育所（園）の定員に余裕がない場合など、入所（園）できない場合があります。
- 兄弟で同時申込の場合、勤務（内定）証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません。
- 添付書類は一度提出されますと返却できません。
- 証明書類は、発行から3か月以内のものを提出してください。
- 申込書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに子育て対策課へご連絡ください。



 必要なもの	内 容 	
支給認定申請書兼保育所入所申込書 (A3両面)	児童1人につき1枚必要	
保育の必要性を証明する書類	※父母（ひとり親家庭の場合は保護者）についての証明を提出 ※同居している祖父母が65歳未満で保育の必要性を証明する書類提出 提出できない場合、入所の点数調整があります。 （提出できない場合でも、入所申込は可能です）	
家庭外労働の場合	勤務（内定）証明書/申立書（社印無し無効）	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母 
家庭内労働の場合	勤務（内定）証明書/申立書	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母 
求職活動中	求職活動申立書（全員） ハローワークカードのコピー（ハローワーク利用者） 毎月10日までに、前月の活動報告書をご提出ください。	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母
出産の場合	母子健康手帳（分娩予定日記載部分のコピー）	母 
就学中の場合	在学証明書・時間割表	父 ・ 母 （祖父・祖母） 
看護・介護をしている場合	介護・看護状況申告書 被介護・看護者の状態の証明 ・介護保険証、障害者手帳等（コピー） ・医師の意見書（有料）	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母 
病気の場合	医師の意見書（有料）	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母 
身体に障害がある場合	身体障害者手帳等（氏名・等級記載部分のコピー）	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母
その他同居親族が保育できない場合	同居親族が保育できない理由書	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母

その他書類

離婚調停中の別居の場合	調停中であることが分かるもの（裁判所発行）のコピー	
在宅障害者がいる場合	その方の手帳（氏名・等級記載部分のコピー）	同居親族（）
H26.1.1時点で保護者の住所地が古河市外の場合	平成26年度市民税課税（非課税）証明書	父 ・ 母 祖父 ・ 祖母
特別支援学校幼稚部などに通っているきょうだいがいる場合	在園証明書	兄弟 ・ 姉妹



6 広域入所

<古河市外に住所がある場合>

古河市内の保育施設を希望する場合は、住所のある市区町村の保育施設の担当課で申し込みを行ってください。書式は、お住まいの市区町村のものをご利用ください。

申込書は入所希望月前月の10日までに古河市の子育て対策課に必着です。

※土、日、祝日にあたる場合は翌開庁日



<他市区町村の保育施設を希望する場合>



申込受付場所：古河市子育て対策課

勤務先がある、勤務経路に希望保育所がある等の理由で古河市外の保育施設を希望する場合には、古河市を通しての申し込みとなります。

受入月・申込締切日

市区町村によって異なります。希望保育所のある市区町村の保育施設担当課にご確認ください。



<必要書類>

申込に必要なもの  8ページ参照

その他希望先市区町村で必要となる書類

※古河市内に転入・転出予定で広域入所希望の場合、転入後・転出前に必ず子育て対策課にお立ち寄りください。

※1号認定（教育標準時間）の方は、直接施設へお申し込みください。



7 申込後の変更について

下記の事項があった場合、速やかに子育て対策課へご連絡ください。

変更点	提出書類
入所の基準に該当しなくなったとき	退所届又は取下げ書
入所継続の意思がなくなったとき	
希望する保育所を変更するとき	支給認定申請書兼保育所入所申込書
希望する入所日を変更するとき	窓口ご来庁または電話にて承ります。
就労先・就労内容が変更したとき	勤務（内定）証明書/申立書
母親が母子手帳の交付を受けたとき	母子手帳のコピー
世帯状況が変更したとき	入所申込変更届
連絡先・住所が変更したとき	



退所について

入所後、下記の事項に該当した場合は退所していただきます。

- ・入所基準に該当しなくなった場合
- ・正当な理由がなく、長期に欠席している場合
- ・その他、入所が不相当であると認められた場合



届け出は下記の場所で手続きが可能です。

子育て対策課（総和庁舎），市民サービス室（古河・三和庁舎）

IV 施設一覧, 施設案内図

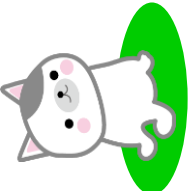
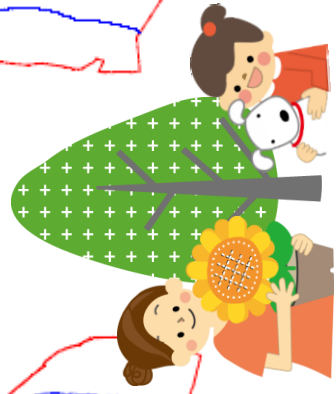


1 施設一覧

それぞれの施設で申し込める認定区分が○で記載されています。(○：市役所受付, ●：各園受付)

施設の種類	施設名	所在地	1号	2号	3号	備考
公立保育所	第一保育所	宮前町6-32	—	○	○	
	第二保育所	東3-7-9	—	○	○	
	第三保育所	中田1619	—	○	○	
	第四保育所	新久田245-5	—	○	○	
	第五保育所	三杉町2-20-14	—	○	○	
	上辺見保育所	上辺見2369	—	○	○	
	関戸保育所	関戸692-4	—	○	○	
私立保育園	古河保育園	中央町3-10-62	—	○	○	
	古河浅井保育園	中央町2-6-22	—	○	○	
	清恵保育園	中田2417-9	—	○	○	
	あさひ保育園	旭町2-9-39	—	○	○	
	総和保育園	葛生1353-2	—	○	○	
	こばと保育園	磯部1648-1	—	○	○	
	白梅保育園	水海2356	—	○	○	
	牛ヶ谷保育園	西牛谷844-7	—	○	○	
	あゆみ保育園	上大野2347-1	—	○	○	
	三和保育園	恩名2614-1	—	○	○	
	諸川保育園	諸川1779-3	—	○	○	
	アリス保育園	諸川768-1	—	○	○	
施設の種類	施設名	所在地	1号	2号	3号	備考
私立幼稚園	古河白梅幼稚園	大山1521-3	●	○	○	認定こども園に移行予定
	古河幼稚園	鴻巣946-5	●	—	—	27年度は幼稚園の運営
	古河文化幼稚園	東4-5-14	●	○	—	認定こども園に移行予定
	ひまわり幼稚園	雷電町5-7	●	—	—	27年度は幼稚園の運営
	フレーベル幼稚園	松並2-3-13	●	○	—	認定こども園に移行予定
	ゆりかご幼稚園	古河644-5	●	○	○	認定こども園に移行予定
	しらぎく幼稚園	小堤2399	●	○	○	認定こども園に移行予定
	総和第一幼稚園	下大野853-2	●	○	○	認定こども園に移行予定
	総和文化幼稚園	下大野2759	●	○	—	認定こども園に移行予定
	三田幼稚園	上辺見931-1	●	○	○	認定こども園に移行予定
	こまごめ幼稚園	駒込922-16	●	○	○	認定こども園に移行予定
	ひかり幼稚園	仁連33	●	○	○	認定こども園に移行予定
	ルリ幼稚園	諸川342-3	●	—	—	27年度は幼稚園の運営
	しらゆり幼稚園	東山田2010-2	●	○	○	認定こども園に移行予定
	三和幼稚園	恩名2612-3	●	—	—	27年度は幼稚園の運営
認定こども園	くくや台幼稚園	三和176-5	●	○	—	幼稚園型
	諸川めぐみ幼稚園	諸川1370	●	○	—	幼稚園型
	柊幼稚園	東山田3	●	○	○	幼保連携型
	なさき	尾崎954	●	○	○	幼保連携型

2 施設案内図



凡例

- 公立保育所
- 民間保育所
- ◻ 幼保連携型認定こども園
- ◻ 幼稚園型認定こども園
- ▲ 新制度の幼稚園
- ◆ 地域型保育事業施設 (?)
- ★ 児童福祉関連施設

